

○ 総務文教分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R1・8・22第145回総会；長野市・東御市)																							
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																					
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称																							
件名	11 公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び拡充について																							
提案市	須坂市																							
提案要旨	公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度まで（うち市町村役場機能緊急保全事業については令和2年度まで）とされているが、時限措置の廃止と恒久化及び地方財政措置の拡大を要望する。																							
提案理由	<p>公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設の維持更新における地方公共団体の貴重な財源である。</p> <p>建設から30年以上経過している当市の公共施設は、施設面積全体の半数を占めているが、厳しい財政状況の中で施設の新設・更新は困難であり、各施設について法定耐用年数を超えて使用せざるを得ない状況である。</p> <p>また、多くの施設の長寿命化事業を短期間に施工することは困難であり、優先順位を付け、長期的な視点で実施する必要がある。</p> <p>そのため、今後の計画的な事業実施を可能にするため、公共施設等適正管理推進事業債の時限措置の廃止と恒久化、及び安定的かつより充実した財源の裏付けのため、交付税措置を拡充していただきたい。</p>																							
現況及び課題等	<p>【公共施設等適正管理推進事業債】(令和3年度まで(6.は令和2年度まで))</p> <table> <tbody> <tr> <td>1. 集約化・複合化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率50%</td> </tr> <tr> <td>2. 長寿命化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>3. 転用事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>4. 立地適正化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>5. ユニバーサルデザイン化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>6. 市町村役場機能緊急保全事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率 ※</td> </tr> <tr> <td>7. 除却事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※起債対象経費の75%の範囲内で充当した起債の元利償還金の30%</p>			1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%	2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※	7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし
1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%																						
2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※																						
7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし																						
法令関係	地方財政法																							